

# 川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和4年9月30日(金) 開会 午前 9時00分  
閉会 午前 11時00分

2 場 所 川南町役場 本館3階 第1会議室

## 3 出席委員

(委員)

1番	橋口 裕二	2番	長友 順子	3番	新垣 吉男
4番	井尻 恵雄	5番	湯地 二三夫	6番	森 信幸
7番	河野 博子	8番	山下 栄	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高 重樹	11番	佐光 真美	12番	林田 泰代
13番	黒木 正行	14番	有澤 章	16番	永田 貞義
18番	樽見 一寛				

4 欠席委員 15番 戸高一志 17番 河野伊栄雄

## 5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第49号	農地法第3条申請の買受適格証明願の承認について
第5	議案第50号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第6	議案第51号	農地法第4条の規定による申請の承認について
第7	議案第52号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第8	議案第53号	農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
第9	議案第54号	農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
第10	議案第55号	農地移動適正化あっせんを行うについて
第11	議案第56号	農地法第3条における下限面積の設定について
第12	その他(合意解約、行事予定)	

6 会議録署名委員 6番 森 信幸 7番 河野 博子

## 7 職務のため出席した者の氏名

事務局長 三好 益夫 局長補佐 岩切 拓也 係長 川崎 恵美  
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 それでは、9月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、9月の諸報告をさせていただきます。 9日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 22日、4・5条現地調査検討会、第2小委員会を開催しました。 本日、9月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	2番	議長、2番。 9月9日、午前9時より役場第3会議室で農家相談を行いました。相談件数は、3件でした。 <農家相談 報告>
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、6番 森 信幸委員、7番 河野 博子委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第49号 買受適格	議長	【日程第4】議案第49号 「農地法第3条申請の買受適格証明願の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第49号 「農地法第3条申請の買受適格証明願の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本案件は、競売になっている農地に対する買受適格証明願が提出されたものでございます。申請件数は、2件でございます。 買受しようとする農地等の所在、地番、地目及び地積並びに買受予定人の住所、氏名及び経営面積は、別紙記載のとおりでございます。 御審議の上、競売の参加について、買受適格者であるか否かについて、御決定を頂きますようよろしくお願い申し上げます。 尚、承認をいただいた場合は、付帯事項に基づき事務処理をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号について補足説明いたします。 買受予定人は、現在、隣接する農地を耕作されています。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長  議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	3番	議長、3番。 2号について補足説明いたします。 買受予定人は、現在、耕作している農地が鳥獣害被害が出ているため、鳥獣害のない農地を探していたところ今回の競売をしり申請されたそうです。

川南町農業委員会 8月定例総会

項目	発言者	内容
		調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第50号 3条許可	議長	【日程第5】 議案第50号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第50号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	1番	私が担当ですので、 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。渡人からあっせんの願ひが出て、担い手等あたりましたが買い手が見つからなかったところ、受人から買って良いと話があり、今回3条での売買となりました。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願ひいたします。
	議長  議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	4番	議長、4番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前から後見人制度を利用した売買の残りの農地になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願ひいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、許可する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第51号 4条承認	議長	【日程第6】 議案第51号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第51号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしく願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
	6番	議長、6番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 9月22日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。既に農業倉庫が建っていますので始末書条件で許可相当を判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。倉庫がまるまる農地にかかっていまして、それと駐車場になっています。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、農業用施設に供する場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

## 川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第52号 5条承認	議長	【日程第7】 議案第52号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第52号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	6番	議長、6番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 9月22日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号、2号、3号とも許可相当と判断しました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。一般住宅を建てるものです。申請地の農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地であるため第3種農地と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、2号。
2号 補足説明	2番	議長、2番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。申請人は親子で贈与をして一般住宅を建てるものです。申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、第1種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる場合であるため許可相当と判断されます。  調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。
	議長  議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。 ここで、8番委員の退室を求めます。 < 8番委員退室 > 次に、3号。
3号 補足説明	18番	議長、18番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。既存の飼料置場が小さいため新しく設置するものです。申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地であるため農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。  調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願ひいたします。
	議長  議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 3号については、承認する事にいたします。

## 川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		ここで、8番委員の入室を許可します。 < 8番委員入室 >

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第53号 集積(所有権)	議長	【日程第8】 議案第53号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第53号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」その 提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、6件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	6番	議長、6番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろ しくお願いします。
	議長  議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	12番	議長、12番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。  ここで、8番委員の退室を求めます。 ＜ 8番委員退室 ＞ 次に、3号。
3号 補足説明	18番	議長、18番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。渡人が土地の管理が難しくなってきたため買取をお願いし、受人との売買となっております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。  ここで、8番委員の入室を許可します。 ＜ 8番委員入室 ＞ 次に、4号。
4号 補足説明	13番	議長、13番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	12番	議長、12番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。特例事業による売買です。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長 議長	議長 5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	6番	議長、6番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。特例事業による売買で、買い戻しの案件です。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく申し上げます。
	議長 議長	議長 6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第54号 集積(利用権)	議長	【日程第9】 議案第54号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第54号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、17件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。  ここで、議長を交代します。 ＜ 1番委員退室 ＞ ＜ 2番委員が議長 ＞ 1号。
1号 補足説明	5番	議長、5番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長  議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 議長 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。  ここで、1番委員の入室を許可します。 議長を交代します。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>&lt; 1番委員が議長 &gt; 次に、2号。</p>
2号 補足説明	5番	<p>議長、5番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長  議長	<p>議長 2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。</p>
3号 補足説明	6番	<p>議長、6番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長  議長	<p>議長 3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。</p>
4号 補足説明	18番	<p>議長、18番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	<p>議長 4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p>

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。
5号 補足説明	14番	議長、14番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長  議長	議長 5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	14番	議長、14番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長  議長	議長 6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 次に、7号。
7号 補足説明	14番	議長、14番。 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。 次に、8号。
8号 補足説明	14番	議長、14番。 8号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 8号については、決定する事にいたします。 次に、9号。
9号 補足説明	14番	議長、14番。 9号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	9号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 9号については、決定する事にいたします。 次に、10号。
10号 補足説明	4番	議長、4番。 10号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	10号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 10号については、決定する事にいたします。 次に、11号。
11号 補足説明	7番	議長、7番。 11号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	11号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 11号については、決定する事にいたします。 次に、12号。
12号 補足説明	7番	議長、7番。 12号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	12号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 12号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、13号。
13号 補足説明	2番	議長、2番。 13号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長	13号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 13号については、決定する事にいたします。 次に、14号。
14号 補足説明	4番	議長、4番。 14号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。借り手と貸し手は孫と祖父の関係で、後継者としてあとを継ぐということです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。
	議長	14号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 14号については、決定する事にいたします。 次に、15号。
15号 補足説明	9番	議長、9番。 15号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。5年間の賃貸借の再設定になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願います。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	15号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 15号については、決定する事にいたします。 次に、16号。
16号 補足説明	9番	議長、9番。 16号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。5年間の貸借の再設定になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	16号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 16号については、決定する事にいたします。 次に、17号。
17号 補足説明	14番	議長、14番。 17号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。貸借になります。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	17号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 17号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第55号 あっせん	議長	【日程第 10】 議案第55号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第55号 「農地移動適正化あっせんを行うについて」その提案理由を説明申し上げます。 本議案は、農地移動適正化あっせん事業により、農地の売買あっせんを行うものでございます。 あっせん申し出件数は、1件でございます。 譲渡人のあっせん理由は、別紙によるもので、買受希望者は、規模拡大でございます。申請人及び該当農地は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上あっせんを行うべきか否かの御決定を頂き、あっせんを行う場合は、あっせん委員の指名をして頂きます様、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき審議を進めてまいります。 ここで、11番委員の退室を求めます。 ＜ 11番委員退室 ＞ 1号。
1号 補足説明	2番	議長、2番。 1号について補足説明いたします。 特例事業の一時貸付を利用して、現在、貸借を結んでいる方に売買を行うものです。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長  議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 1号については、あっせんする事にいたします。 ここで、11番委員の入室を許可します。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
		< 11番委員入室 >
	議長	あっせん委員の指名を行います。 ※ 行事予定の配布後、あっせん委員の指名。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
議案第56号 下限面積	議長	【日程第11】 議案第56号 「農地法第3条における下限面積の設定について」を議題といたします。案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第56号 「農地法第3条における下限面積の設定について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件は、令和4年度の川南町の農地法第3条における下限面積を50aとするものです。 詳細につきましては、事務局担当が説明いたしますので、御審議お願いいたします。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 事務局の説明を求めます。
	事務局	議長、事務局。 「農地法第3条における下限面積の設定について」説明をいたします。 農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなっており、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議する事になっております。そこで、今年度の下限面積(別段の面積)の設定について露地50a、ハウス20aとして提案いたします。 理由としまして、農地法施行規則第17条第1項の適用については、2020農林業センサスをもとに、町内で農地を耕作されている方の耕作面積のおおむね100分の40を下まわらないラインが1.0～1.5haになりますので、農地法で定められている50aを下まわりません。続いて農地法施行規則第17条第2項の適用については、町内の耕作目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が相当程度存在する場合も別段面積を設定しますが、昨年農地利用状況調査の結果、遊休農地(耕作放棄地)が全体に占める割合は1.0%であり、農地の保有及び利用の現況、遊休農地の状況などから、現段階での設定の必要性はないと判断しました。 今年5月の農地法の一部改正により、下限面積の要件が廃止となりましたので、総会で審議するのは今回が最後となります。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	事務局の説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、設定する事にいたします。

川南町農業委員会 9月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第12】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、耕作者変更のためが11件、中間管理事業へ移行のためが1件、借り手の都合のためが7件、売買のためが3件の計22件となります。 農用地利用集積計画(利用権設定)の変更申出について、報告します。利用権の種類の変更が2件です。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「10月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「10月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和4年9月の定例総会を閉会いたします。御苦労様でした。

# 川南町農業委員会 9月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

6番

7番